

海外を視野に入れた販路開拓を支援します！

# 海外販路開拓支援事業

## (見本市等出展)



概要	<p>以下のいずれかに該当する見本市等へ自社製品<sup>*1</sup>を出展する事業に要する経費の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内開催（石川県外限定）の国際性<sup>*2</sup>のある見本市等</li> <li>・海外開催の見本市等</li> <li>・オンライン上で開催される国際性<sup>*3</sup>のある見本市等</li> </ul> <p>*1 自社で開発し、もしくは製造した製品を指します。</p> <p>*2 見本市等の名称に「国際」の表示がある、海外からのバイヤー招聘や海外来場者数の実績を出展要項に明記している、などを指します。</p> <p>*3 日本語以外を主要な使用言語とし、日本以外の国への販路開拓を主目的とするものを指します。</p>
対象者	<p>(1) 以下のすべてを満たす中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 製造業、情報サービス業、映像・音声等制作業、デザイン業その他これらに類する業種に属する事業を営んでいる。</li> <li>② 申請日以前に引き続き1年以上、市内に①の事業の主たる事業所または生産施設がある。</li> <li>③ 市税の滞納が無い。</li> </ul> <p>(2) 以下のすべてを満たす中小企業団体*</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 構成員の1/2以上が市内で事業を営んでいる。</li> <li>② 申請日以前に引き続き1年以上、市内に主たる事務所がある。</li> <li>③ 市税の滞納が無い。</li> </ul> <p>* 「中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）」第3条第1項に規定する中小企業団体を言います。</p>
対象経費	<p><b>[国内・海外共通] 小間料、小間装飾料、出展物輸送料</b></p> <p><b>[海外出展のみ]</b> 外国語版パンフレット等製作費、通訳費</p> <p><b>[オンライン出展]</b> 出展料・登録料、出展者ページ作成費、出展物輸送料、 外国語版パンフレット等製作費、通訳費</p>
助成額	<p><b>対象経費の2/3以内 [限度額] 海外：140万円、国内：70万円、オンライン：70万円</b></p> <p>※ 対象経費は中小企業者40万円以上、小規模企業者及びオンライン見本市等に出展する場合20万円以上の事業に限ります。</p> <p><b>各年度1回、累計5回まで (令和7年度に限り、累計6回まで)</b></p> <p>※ 平成19年度以降の国際見本市等出展促進事業の適用回数を含みます。</p> <p><b>米国関税措置対策として 令和7年度に限り、助成拡充</b></p>
募集時期等	隨時（予算に限りがありますので、決まり次第、お早めにご相談ください）
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 見本市への出展が決まったら、すみやかに申請してください。</li> <li>※ 本市の助成認定前に支出した経費は補助対象外となります。</li> <li>② 他の助成制度（国、県、その他の助成）との重複は認められません。</li> <li>③ 外国語版ホームページ整備、海外ECサイト活用と同一年度に実施できます。</li> </ul>

## ◆中小企業者・小規模企業者とは

次の資本金基準、従業員数基準のいずれかを満たす  
会社を指します。

中小企業者		小規模企業者	
業種	資本金	従業員数	従業員数
製造業	3億円以下	300人以下	20人以下
情報サービス業、 映像・音声等制作業、 デザイン業	5千万円以下	100人以下	5人以下

提出書類等はこちからダウンロードできます。



### 海外販路開拓支援事業 (見本市等出展)

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoseisakuka/gyomuannai/3/4/6586.html>

## 【お問い合わせ先】

金沢市 経済局 産業政策課 産業政策係 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
TEL 076-220-2204 FAX 076-260-7191 MAIL [sansei@city.kanazawa.lg.jp](mailto:sansei@city.kanazawa.lg.jp)